

○奥山総括調整官 定刻になりましたので、第238回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただきます。

また、本会議は、動画配信システムでのライブ配信により、公開いたします。

本日の委員の出席状況ですが、大石委員、松田委員より、御欠席の連絡をいただいております。

また、御欠席の大石委員に代わり新田参考人に、御出席いただいております。

以上により、本日は22名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

なお、長内委員が途中で御退席なさる予定です。

それでは、議事に入る前に、資料の確認と、オンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料を、ホームページに掲載しております。

次に、会議の運営方法でございます。

オンラインにて出席の委員の皆様におかれましては、会議の進行中は、基本的にマイクをミュートにいただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

御発言が終わりました後は、再度マイクをミュートにいただきますようお願いいたします。

冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

（カメラ退室）

○奥山総括調整官 それでは、以降の進行は田辺分科会長をお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、事務局より、年末の審議報告を踏まえ、省令案について、厚生労働大臣から社会保障審議会会長への諮問書が提出されており、これに対する当分科会の意見を報告書という形で取りまとめたいと思います。

事務局におかれましては資料説明を簡潔に行っていただくとともに、各委員におかれましても、御発言は論点に沿って簡潔に行っていただくとともに、取りまとめに向けて御協力をお願いいたします。

それでは、事務局のほうより資料の説明をお願いいたします。

では、よろしく申し上げます。

○古元老人保健課長 ありがとうございます。

老人保健課長でございます。

資料1を御覧ください。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について」に沿って、御説明を申し上げます。

説明に入る前に、若干の補足説明を申し上げますが、この内容につきましては、去る12月4日、第234回分科会におきまして、当該基準等の改正案につき、お諮りした内容を基本としております。

その後、12月4日から本年の1月3日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。今回は、その中でいただいた御意見も反映したものとしてございます。

また、こちらの資料1は、主な内容ということで分かりやすくまとめたものでございますが、詳細につきましては、諮問書の別紙、別途お配りしているものも御参照いただければと存じます。

それでは、主な修正点を中心に、簡潔に御説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭、注の2のところでございます。こちらを追加してございます。

「改正事項のうち、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっての従うべき基準については◆を付記している」といったことございまして、こちらを今回追加いたしました。

内容でございます。まず「1. 訪問系サービス」「(1) 訪問リハビリテーション」の「マル1 入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化」についてでございます。

5行目のところでございます。「リハビリテーション実施計画書等により」ということで、今回「等」というものを記載させていただいております。これは、パブリックコメントの中で、実施計画書以外でありましても、その目的の内容を満たす書類、そういったものであればよいのではないかと、こういった御意見をいただきまして「等」を追加したものでございます。

その2行下の括弧内でございます。「指定居宅サービス等の」云々とございますが、こちらは、今回の資料から、このように該当する省令を都度都度その内容ごとに追記をさせていただいておりますので、併せて御説明申し上げます。

続きまして「マル2 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定」について。

次のページに参ります。「(2) 居宅療養管理指導」については「○ 経過措置期間の延長」。経過措置期間については、括弧内の「『～よう努めなければならない』に読み替える期間をいう。以下同じ。）」と、ここの明確化をさせていただいております。

また「2. 通所系サービス」「(1) 通所リハビリテーション」については「マル1 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化」につきましては、5行目、先ほどと同様に「リハビリテーション実施計画書等」と記載をさせてい

いただきました。これもパブコメの御意見を踏まえた内容でございます。

続きまして「マル2 通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定の見直し」ということで、こちらは、12月4日の資料から少し表現を明確化させていただいております。内容は修正してございません。

3ページ目「3. 短期入所系サービス」「(1) 短期入所系サービス共通」のことといたしまして「○ ユニットケアの質の向上のための体制の確保」。

「4. 多機能系サービス」。(1) 番、小多機、看多機でございますが「○ 管理者の兼務」、こちらについては、特に修正はございません。

(2) 番、看多機ですが「○ サービス内容の明確化」、こちらも同様でございます。

4ページ目から「5. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売」でございます。

(1) 番、共通の内容といたしましては「○ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案」。修正はございません。

「(2) 福祉用具貸与」でございます。

「マル1 貸与後におけるモニタリングの実施機時期の明確化」。これは、表現ぶりを、審議報告との平仄を合わせてございます。

「マル2 モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告」。こちらは、その記録を、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務づける内容について、明確化をしております。

「マル3 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討」。

続きまして、5ページ目「(3) 特定福祉用具販売」でございます。

「マル1 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認」。

「マル2 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス」。修正等はございません。

「6. 居宅介護支援・介護予防支援」でございます。

「マル1 公正中立性の確保のための取組の見直し」がでございます。

続きまして、6ページ目「マル2 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング」。

さらには「マル3 ケアマネジャー1人当たりの取扱件数」。この辺りについては、特段大きな変更はございません。

「マル4 介護予防支援の円滑な実施」ということで、これについては、両括弧の中に「介護予防支援基準第2条、第3条及び第4条」云々とございますが、これについては、明確化する形で少し明記をさせていただいております。

続きまして、8ページ目「7. 居住系サービス」でございます。

「(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護」でございます。

まず、1つ目「○ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化」でございますが、これについては、6行目のところでございます。「職員の

負担軽減が行われていると認められる指定特定施設」という表現で、こちらは、先般、おまとめいただきました審議報告との平仄を合わせた表現となっております。

続きまして「（２）特定施設入居者生活介護」でございます。「○ 口腔衛生管理の強化」。

「（３）居住系サービス共通」の内容といたしまして「マル１ 協力医療機関との連携体制の構築」。

９ページの上段、ア、イ、ウの内容でございますが、こちらは、先般の資料では「入所者」という表現を使っておりましたけれども、正確には「利用者」という表現で統一をさせていただきます。

「マル２ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携」。

そして、下段でございます。「８．施設系サービス」に入りますが「（１）介護老人福祉施設」につきましては「○ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和」。こちらにつきましては、10ページのイの項目でございますけれども、栄養士もしくは管理栄養士ということで、管理栄養士さんのことについても明確化をさせていただきます。

10ページが一番下「（２）介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」につきましては「○ 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け」。修正はございません。

11ページからが「（３）施設系サービス共通」の内容でございます。

「マル１ ユニットケアの質の向上のための体制の確保」。そして「マル２ 協力医療機関との連携体制の構築」がでございます。

これにつきましては、アの４行目「３年の経過措置期間を設ける」。こちらについては、先般おまとめいただきました審議報告にそろえる内容となっております。

続きまして、12ページでございます。「マル３ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携」。変更はございません。

12ページの中段「９．短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通」の共通する内容といたしまして「（１）介護現場の生産性の向上」「○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け」については変更ございません。

また、13ページでございます。「10．全サービス共通」の内容といたしまして「（１）『書面掲示』規制の見直し」ということでございます。

これについては、今後の具体的な対応を踏まえまして「令和７年度から義務付ける」と、こういった表現としてございます。

また「（２）管理者の勤務範囲の明確化」。さらには「（３）身体的拘束等の適正化の推進」。

こちらにつきましては、アの２行目「委員会の開催等」とございます。こちらは、先般の資料では「委員会の設置」といった表現でございましたけれども、当然、ここは「開催

等」といった表現に修正をさせていただいてございます。また、研修については、定期的な実施を明記しているところでございます。

以上、主な修正点を中心に御説明をさせていただきました。御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項につきまして、御意見、それから御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、新田参考人、よろしくお願い致します。

○新田参考人 ありがとうございます。

本日は、大石知事が公務により参加できないため、長崎県福祉保健部長の新田が参考人として出席させていただいております。

資料1の13ページの「(2)管理者の兼務範囲の明確化」につきまして、1点、意見を申し上げたいと存じます。

第223回、第233回の本分科会におきまして、同一敷地内等に限らず、事業所間の兼務が可能である旨を明確化することについて、議論が行われてきたところであり、サービスの管理や経営の能力を持つ人材に限りがある中、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、本県としても望ましいことであると考えているところです。

今回、各省令の各改正案をお示しいただきましたが、従来の同一敷地内にあるという文言が削除されましたことで、事業所の管理上支障がないと自治体が判断する際の裁量の余地が、かなり大きくなっているところでございます。

本県の場合は、管理者には、有事の際の速やかな出勤が必要であると考えており、地理的要因や距離的要因を一定考慮して兼務を認めることを想定しているところです。

こうした判断は、自治体ごとに異なりますことから、自治体や事業者の混乱を生じさせないよう、例えば、国において一定の判断のよりどころとなるような基準を、別途、通知等で留意事項としてお示しいただくなど、地域差が大きくなり過ぎないような方法について、御配慮をいただきますと幸いです。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

それでは、小林委員、よろしくお願い致します。

○小林委員 ありがとうございます。

パブリックコメントの意見にどのようなものがあるのか、実は気にしていたのですが、ホームページにはまだ掲載されていません。とはいえ、パブコメを受けて反映したのが本日の内容と理解します。詳細は分かりませんが、もし、今回の件で様々な懸念が寄せられていれば、ぜひ懸念を受け止めてほしいと思います。また、私からこれまでの分科会でいくつか懸念を述べてまいりましたが、ぜひ、その点を払拭できるような通知やQ&Aとと

もに、実際に現場で何か起こっていれば、速やかに見直し、検討するなど、そのような対応をぜひ検討いただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

では、田母神委員、よろしくお願いいたします。

○田母神委員 ありがとうございます。

資料1についてでございますが、看護職の立場から、特に新興感染症発生時等の対応に係る施設事業所内での体制整備と、地域内での連携や入所者、利用者の方の病状が変化した場合の対応に関する体制整備、連携体制が特に重要であると考えておりました。看護職の果たす役割も、今後、さらに大きくなっていくところであると考えております。

今回の介護報酬改定の中で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準といたしまして、プラス0.61%が見込まれているところでございます。

かねてより、発言させていただいているところでございますが、現行の処遇改善加算の対象外でございます。訪問看護職員の処遇改善についても着実につながるよう、御配慮をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

では、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 今回の基準等の改正について、大きな意見はございません。

改正点等について、今後の周知をスムーズに行っていただき、運営ができるよう、御配慮いただければと考えております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

では、濱田委員、よろしくお願いいたします。

○濱田委員 ありがとうございます。

先ほど、田母神委員様のほうからも御発言がございましたが、同じく居宅介護支援事業所の介護支援専門員も対象外でございますので、何とぞ御配慮をお願いできればと存じます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかに、では、田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。日本慢性期医療協会の田中でございます。

審議内容については、特段意見はございません。よくまとめていただいて、ありがとう

ございました。

今回に関しましては、トリプル改定ということで、今までの同時改定以上に、医療と介護の連携、また、障害部門の連携ということを求められた改定だと思います。実際にもっともっと平時からの連携をしなければなりませんので、同時意見交換会等、やはり平時からももう少し回数を重ねて、要望のそごのないように、あるいは感覚のそごのないようにということをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、鎌田委員、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員 認知症の人と家族の会の鎌田です。

今回の審議報告を見ますと、リハビリとか口腔ケアとか協力医療機関の役割など、医療と介護の連携の推進に重点的な見直しが行われるという印象があります。

介護を必要とする人は、高齢者や基礎疾患により、医療ニーズを多く抱えた人ですので、今回の審議内容には賛同いたしますし、急変や救急時に、必要な医療に、適切に、迅速につながるような連携であることを期待いたします。

リハビリに関しても、入院のところと在宅のところの連携が、ますます充実していくような内容になっていることは評価いたします。

ただ、懸念をいたしますのは、介護に関わる職員さんの負担が、ますます大きくなることです。

介護現場の生産性の向上を目的に、委員会開催が義務づけられたり、ケアマネジャーにおいては、予防給付の利用者を受けるに当たり、予防給付の方3名で1名の介護給付の利用者となるということとか、それから、当事業所の管理者においても、これまで同一敷地内だったものが、それ以外のところでも兼務できると判断されれば、兼務となるということで、介護人材が不足している中で、ますます現場が窮屈な状況になって、介護報酬は上がっても、結局は人が来ないのではないかとこのところを懸念いたしますので、その辺りをきちんと配慮していただくようお願いしたいと思います。

それから、介護ロボットとかICTの導入で、業務の効率化という視点で、人も数減らしていいですということになっていきますけれども、それから、委員会が設置されて、その導入に当たっては、職員皆さんの合意があってということですが、その委員会とかの中では、常に利用者にとってはどうか、利用者の暮らしはよりよくなるかということをお忘れずに、検討をお願いしたいと思います。

介護保険制度は、利用者本位というのを挙げてはいますが、ぜひ、専門家による判断だけが優先ではない、利用者視点ということにも十分な配慮をいただくことを希望いたします。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

よろしゅうございますでしょうか。御意見、御質問のほう、ありがとうございました。

おおむね議論も尽くされたと思いますので、特段御意見がないようでしたら、オンラインにて出席の委員の皆様方におかれましては、お手元の画面に映写するとおり、また、会場にお見えの方は、お手元の資料のとおり、当分科会として諮問のとおり改正することを了承する旨、社会保障審議会議長への報告として取りまとめたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、よろしければこちらの案をもちまして、当分科会の報告とさせていただきます。

この後の段取りは、社会保障審議会議長に報告し、その後、社会保障審議会議長から厚生労働大臣に答申するという手順になります。

審議のほう、どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議はここまでにしたいと存じます。

事務局より今後の取扱いについて、説明のほうをお願いいたします。

では、よろしく申し上げます。

○奥山総括調整官 事務局でございます。本日はありがとうございました。

当分科会より了承の旨の御報告をいただいた運営基準の省令につきましては、この後、社会保障審議会からの答申をいただいた後、公布する予定としております。ありがとうございました。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

最後に、次回の分科会の日程等につきまして、事務局のほうより説明のほうをお願いいたします。

○奥山総括調整官 事務局でございます。

次回の第239回の介護給付費分科会の開催は1月22日の午前を予定しております。議題については調整中となります。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。

それでは、閉会いたします。